

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【公開番号】特開2007-179244(P2007-179244A)

【公開日】平成19年7月12日(2007.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2007-026

【出願番号】特願2005-376180(P2005-376180)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/00 (2006.01)

A 63 F 7/02 (2006.01)

G 07 D 9/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 4 1 0 C

A 63 F 7/02 3 5 2 F

G 07 D 9/00 4 3 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月16日(2010.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子マネーサービスを提供するサービス提供用サーバと、電子マネー情報を記憶する電子マネー情報記憶手段を備えた携帯端末と、前記電子マネー情報記憶手段に記憶された電子マネー情報を用いた取引処理を実行する取引処理手段とを含む電子マネーシステムであつて、

前記携帯端末は、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する登録要求情報出力手段を備え、

前記サービス提供用サーバは、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム出力手段から送信されてきた前記特定プログラムを記憶する特定プログラム記憶手段と、

該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、複数種類のチャージ額の選択肢を表示し、該選択肢のうちから、ユーザの所望するチャージ額の指定を受付けるチャージ額受付手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、該チャージ額受付手段により指定を受けたチャージ額を示すチャージ額情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ額情報出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

所定期間内に各携帯端末にチャージされた電子マネー情報の累積額を管理する累積額管理手段と、

前記チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末について前記累積額管理手段にて管理されている累積額と、予め定められた上限額とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段と、

前記チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報を前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記チャージ受付情報出力手段から送信されてきた前記チャージ受付情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済のための決済用処理を要求する決済用処理要求情報を決済用処理機関のサーバに送信するために出力する決済用処理要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記決済用処理の終了した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する電子マネー情報送信要求出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ許容判定手段によって許容すると判定されたこと、および、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきたチャージ額情報が示すチャージ額の決済用処理が前記決済用処理機関のサーバにおいて終了したことを条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報を特定するための特定用情報を登録する特定用情報登録手段と、

前記電子マネー情報送信要求出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報送信要求を受信したことを条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段と、

該電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新する送信済状態更新手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記電子マネー情報記憶手段に記憶された前記電子マネー情報に、前記電子マネー情報出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報を加算するための処理を実行する電子マネー情報処理実行手段と、

前記電子マネー情報記憶手段に記憶された前記電子マネー情報から、前記取引処理手段により前記取引処理が実行されるときに用いられる額の電子マネー情報を減算する電子マネー情報減算手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報を送信されてきたことを条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段と、

前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたことを条件として、当該特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ要求時電子マネー情報出力手段とを備え、

前記送信済状態更新手段は、前記チャージ要求時電子マネー情報出力手段によって前記要求元携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マ

ネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことと条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す選択額情報を前記要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段を備え、

前記チャージ額受付手段は、該選択額情報出力手段から送信されてきた選択額情報が示す複数種類のチャージ額の選択肢を表示することを特徴とする、電子マネーシステム。

【請求項 2】

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記選択額情報出力手段によって前記選択額情報が出力されるときに、前記上限額から前記累積額を減算した額であるチャージ可能額を示すチャージ可能額情報を前記携帯端末に送信するために出力するチャージ可能額情報出力手段を備え、

前記チャージ額受付手段は、前記選択額情報により示される複数種類のチャージ額のうち、前記チャージ可能額情報出力手段から送信されてきたチャージ可能額情報により示されるチャージ可能額以下のチャージ額を指定可能であることを示す態様で表示することを特徴とする、請求項 1 に記載の電子マネーシステム。

【請求項 3】

電子マネーサービスを提供するサービス提供用サーバと、電子マネー情報を記憶する電子マネー情報記憶手段を備えた携帯端末と、前記電子マネー情報記憶手段に記憶された電子マネー情報を用いた取引処理を実行する取引処理手段とを含む電子マネーシステムであって、

前記携帯端末は、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する登録要求情報出力手段を備え、

前記サービス提供用サーバは、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム出力手段から送信されてきた前記特定プログラムを記憶する特定プログラム記憶手段と、

該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、複数種類のチャージ額の選択肢を表示し、該選択肢のうちから、ユーザの所望するチャージ額の指定を受付けるチャージ額受付手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、該チャージ額受付手段により指定を受けたチャージ額を示すチャージ額情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ額情報出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末の前記電子マネー情報記憶手段に記憶されている電子マネー情報の残額と、前記電子マネー情報記憶手段に記憶可能な電子マネー情報の上限額とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段と、

前記チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報を当該要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記チャージ受付情報出力手段から送信されてきた前記チャージ受付情報を受信したことを条件として、前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済のための決済用処理を要求する決済用処理要求情報を決済用処理機関のサーバに送信するために出力する決済用処理要求情報出力手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記決済用処理の終了した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する電子マネー情報送信要求出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ許容判定手段によって許容すると判定されたこと、および、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきたチャージ額情報が示すチャージ額の決済用処理が前記決済用処理機関のサーバにおいて終了したことを条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報を特定するための特定用情報を登録する特定用情報登録手段と、

前記電子マネー情報送信要求出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報送信要求を受信したことを条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段と、

該電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新する送信済状態更新手段とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記電子マネー情報記憶手段に記憶された前記電子マネー情報に、前記電子マネー情報出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報を加算するための処理を実行する電子マネー情報処理実行手段と、

前記電子マネー情報記憶手段に記憶された前記電子マネー情報から、前記取引処理手段により前記取引処理が実行されるときに用いられる額の電子マネー情報を減算する電子マネー情報減算手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報を送信されてきたことを条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段と、

前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたことを条件として、当該特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ要求時電子マネー情報出力手段とを備え、

前記送信済状態更新手段は、前記チャージ要求時電子マネー情報出力手段によって前記要求元携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新し、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す選択額情報を前記要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段を備え、

前記チャージ額受付手段は、該選択額情報を出力手段から送信されてきた選択額情報が示す複数種類のチャージ額の選択肢を表示することを特徴とする、電子マネーシステム。

【請求項 4】

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記選択額情報出力手段によって前記選択額情報が出力されるときに、前記上限額から前記残額を減算した額であるチャージ可能額を示すチャージ可能額情報を前記携帯端末に送信するために出力するチャージ可能額情報出力手段を備え、

前記チャージ額受付手段は、前記選択額情報により示される複数種類のチャージ額のうち、前記チャージ可能額情報出力手段から送信されてきたチャージ可能額情報により示されるチャージ可能額以下のチャージ額を指定可能であることを示す態様で表示することを特徴とする、請求項3に記載の電子マネーシステム。

【請求項5】

前記携帯端末は、さらに、

前記決済用処理を利用する決済用処理機関を特定するための決済用処理機関情報を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する携帯端末側決済用処理機関情報出力手段を備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記携帯端末側決済用処理機関情報出力手段から送信されてきた前記決済用処理機関情報を受信したことを条件として、当該決済用処理機関情報を、当該決済用処理機関情報送信元の携帯端末を他の携帯端末と識別可能にするための識別情報と対応付けて記憶するサーバ側決済用処理機関情報記憶手段と、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記サーバ側決済用処理機関情報記憶手段に記憶された決済用処理機関情報から、前記要求元携帯端末を識別するための識別情報に対応付けて記憶された決済用処理機関情報を検索する決済用処理機関情報検索手段と、

該決済用処理機関情報検索手段により検索された決済用処理機関情報から特定される決済用処理機関のサーバを前記決済用処理を行なうための通信先として指定する通信先指定情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力する通信先指定情報出力手段とを備え、

前記決済用処理要求情報出力手段は、前記通信先指定情報出力手段から送信されてきた前記通信先指定情報により指定される決済用処理機関のサーバに対し、前記決済用処理要求情報を送信するために出力することを特徴とする、請求項1から請求項4までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項6】

前記携帯端末は、さらに、

前記決済用処理を利用する決済用処理機関の変更をユーザから受付けるための処理を実行する決済用処理機関変更受付手段と、

該決済用処理機関変更受付手段により受けた決済用処理機関を前記決済用処理を利用する決済用処理機関にする変更を要求するための決済用処理機関変更要求情報を、前記サービス提供用サーバに送信するために出力する決済用処理機関変更要求情報出力手段とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記決済用処理機関変更要求情報出力手段から送信されてきた前記決済用処理機関変更要求情報を受信したことを条件として、前記サーバ側決済用処理機関情報記憶手段において、決済用処理機関変更要求情報送信元の携帯端末の識別情報と対応付けて記憶されている決済用処理機関情報を当該決済用処理機関変更要求情報に従って変更される決済用処理機関を特定するための決済用処理機関情報に更新するサーバ側決済用処理機関更新手段を備えることを特徴とする、請求項5に記載の電子マネーシステム。

【請求項7】

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記決済用処理を利用する決済用処理機関の指定をユーザから受付けるための処理を実行する決済用処理機関指定処理手段と、

該決済用処理機関指定処理手段により指定を受けた決済用処理機関を特定するための決済用処理機関情報を記憶する携帯端末側決済用処理機関情報記憶手段とを備え、

前記決済用処理要求情報出力手段は、前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記チャージ要求情報出力手段が前記チャージ要求情報を出力したことを条件として、前記携帯端末側決済用処理機関情報記憶手段に記憶されている前記決済用処理機関情報から特定される決済用処理機関のサーバに、前記決済用処理要求情報を送信するために出力することを特徴とする、請求項1から請求項4までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項8】

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記決済用処理に利用する決済用処理機関の変更をユーザから受付けるための処理を実行する決済用処理機関変更受付手段と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記携帯端末側決済用処理機関情報記憶手段に記憶されている決済用処理機関情報を、前記決済用処理に利用する決済用処理機関として前記決済用処理機関変更受付手段により変更を受けた決済用処理機関を特定するための決済用処理機関情報に更新する携帯端末側決済用処理機関更新手段とをさらに備えることを特徴とする、請求項7に記載の電子マネーシステム。

【請求項9】

前記電子マネー情報出力手段は、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に複数登録されていることを条件として、当該複数の特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力することを特徴とする、請求項1から請求項8までのいずれかに記載の電子マネーシステム。

【請求項10】

電子マネーサービスを提供するサービス提供用サーバであって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を携帯端末から受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段と、

所定期間内に各携帯端末にチャージされた電子マネー情報の累積額を管理する累積額管理手段と、

前記電子マネー情報のチャージを要求するための情報であって前記特定プログラム出力手段によって出力された前記特定プログラムが示す処理手順に従って前記携帯端末から送信されてきたチャージ要求情報の送信元の携帯端末である要求元携帯端末について前記累積額管理手段にて管理されている累積額と、予め定められた上限額とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段と、

前記チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報を前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段と、

前記チャージ許容判定手段によって許容すると判定されたこと、および、前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末で表示された複数種類のチャージ額の選択肢のうちから指定が受けられたユーザの所望するチャージ額を示す情報であって前記携帯端末から送信されてきたチャージ額情報が示すチャージ額の決済のための決済用処理が決済用処理機関のサーバにおいて終了したことを条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報を特定するための特定用情報を登録する特定用情報登録手段と、

前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末から送信される前記決済用処理の終了した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求を受信したことを条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情

報から特定される電子マネー情報を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段と、

該電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新する送信済状態更新手段と、

前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段と、

前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたことを条件として、当該特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ要求時電子マネー情報出力手段と、

前記要求元携帯端末から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す情報であって当該要求元携帯端末に表示させるための選択額情報を、当該要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段とを備え、

前記送信済状態更新手段は、前記チャージ要求時電子マネー情報出力手段によって前記要求元携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新することを特徴とする、サービス提供用サーバ。

【請求項 11】

電子マネーサービスを提供するサービス提供用サーバであって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録を要求する登録要求情報を携帯端末から受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラムを、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段と、

電子マネー情報のチャージを要求するための情報であって前記特定プログラム出力手段によって出力された前記特定プログラムが示す処理手順に従って前記携帯端末から送信されてきたチャージ要求情報の送信元の携帯端末である要求元携帯端末に記憶されている電子マネー情報の残額と、前記要求元携帯端末に記憶可能な電子マネー情報の上限額とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段と、

前記チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報を前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段と、

前記チャージ許容判定手段によって許容すると判定されたこと、および、前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末で表示された複数種類のチャージ額の選択肢のうちから指定が受けられたユーザの所望するチャージ額を示す情報であって前記携帯端末から送信されてきたチャージ額情報を示すチャージ額の決済のための決済用処理が決済用処理機関のサーバにおいて終了したことを条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報を特定するための特定用情報を登録する特定用情報登録手段と、

前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末から送信される前記決済用処理の終了した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求を受信したことを条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段と、

該電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新する送信済

状態更新手段と、

前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段と、

前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたことを条件として、当該特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ要求時電子マネー情報出力手段と、

前記要求元携帯端末から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したことを条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す情報であって当該要求元携帯端末に表示させるための選択額情報を、当該要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段とを備え、

前記送信済状態更新手段は、前記チャージ要求時電子マネー情報出力手段によって前記要求元携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたことを条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新することを特徴とする、サービス提供用サーバ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

(1) 電子マネーサービス(たとえば、電子マネー遊技使用サービス)を提供するサービス提供用サーバ(たとえば、電子マネー管理サーバ200、決済サーバ280)と、電子マネー情報(たとえば、バリューなどの電子マネー)を記憶する電子マネー情報記憶手段(たとえば、記憶部192)を備えた携帯端末(たとえば、携帯電話100)と、前記電子マネー情報記憶手段に記憶された電子マネー情報を用いた取引処理(たとえば、パチンコ遊技機700やスロットマシン等での遊技を可能とする所定の遊技価値を有するプリペイドデータを記録したプリペイドカード371を券売機300において発券する発券処理、カードユニット600においてプリペイドカード371に記録されたプリペイドデータで示される価値のうちから減算した価値に見合った遊技球を払出す球貸処理、および記憶部192に記憶されているバリューのうちから減算したバリューに見合った遊技球を払出す球貸処理)を実行する取引処理手段(たとえば、図35、図38および図39)とを含む電子マネーシステム(たとえば、電子マネーシステム10)であって、

前記携帯端末は、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録(たとえば、初期登録)を要求する登録要求情報(たとえば、機種情報を含む登録要求情報、空メール、携帯端末情報等)を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する登録要求情報出力手段(たとえば、携帯電話100、ウェブブラウザ機能によるウェブ処理、ステップS102, S104, S106, S108)を備え、

前記サービス提供用サーバは、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したこと(たとえば、ステップS203, S207, S210, S214においてYESの場合)を条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラム(たとえば、電子マネーアプリ111)を、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段(たとえば、ステップS232)を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム出力手段から送信されてきた前記特定プログラムを記憶する特定プログラム記憶手段(たとえば、データ処理部110、記憶部120)と、

該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って

、前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報（たとえば、チャージ要求情報）を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ要求情報出力手段（たとえば、ステップS133）と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、複数種類のチャージ額の選択肢（たとえば、図28（b）の購入金額選択画面の購入希望金額の選択肢）を表示し（たとえば、ステップS139）、該選択肢のうちから、ユーザの所望するチャージ額（たとえば、購入希望金額）の指定を受付けるチャージ額受付手段（たとえば、ステップS141）と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、該チャージ額受付手段により指定を受けたチャージ額を示すチャージ額情報（たとえば、第1口座振替依頼情報）を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ額情報出力手段（たとえば、ステップS142）とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

所定期間（たとえば、当日）内に各携帯端末にチャージされた電子マネー情報の累積額（たとえば、当日積算額）を管理する累積額管理手段（たとえば、ステップS2706）と、

前記チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末について前記累積額管理手段にて管理されている累積額と、予め定められた上限額（たとえば、1日購入限度額（30000円））に基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段（たとえば、ステップS253）と、

前記チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報（たとえば、引継画面情報）を前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段（たとえば、ステップS268）とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記チャージ受付情報出力手段から送信されてきた前記チャージ受付情報を受信したこと（たとえば、ステップS117においてYESの場合）を条件として、前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済のための決済用処理（たとえば、金融機関に対するバリューの購入に対する対価の決済を行なうための処理、クレジットカードの提供機関に対するバリューの購入に対する対価の決済のために与信の可否の判断において与信可との結果が得られる処理）を要求する決済用処理要求情報（たとえば、バリューの購入に対する決済に関する情報）を決済用処理機関（たとえば、金融機関、クレジットカード提供機関等）のサーバ（たとえば、金融機関サーバ500）に送信するために出力する決済用処理要求情報出力手段（たとえば、ステップS119）と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記決済用処理の終了（たとえば、ステップS269においてYES）した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求（たとえば、バリュー発行要求情報）を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する電子マネー情報送信要求出力手段（たとえば、ステップS152）とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ許容判定手段によって許容すると判定されたこと（たとえば、ステップS253においてYESの場合）、および、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきたチャージ額情報が示すチャージ額の決済用処理が前記決済用処理機関のサーバにおいて終了したこと（たとえば、ステップS269においてYESの場合）を条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報（たとえば、未チャージバリュー）を特定するための特定用情報（たとえば、バリュー購入記録、書込済情報）を登録（たとえば、更新）する特定用情報登録手段（たとえば、ステップS2704）と、

前記電子マネー情報送信要求出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報送信要求を受信したこと（たとえば、ステップS271においてYESの場合）を条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報（たとえば、バリュー発行情報）を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するた

めに出力する電子マネー情報出力手段（たとえば、ステップS277）と、

該電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたこと（たとえば、ステップS277においてバリュー発行情報が送信されたこと）を条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態（たとえば、書込済情報として「0」が記憶されている状態）を送信済状態（たとえば、書込済情報として「1」が記憶されている状態）に更新する送信済状態更新手段（たとえば、ステップS276）とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従つて、前記電子マネー情報記憶手段に記憶された前記電子マネー情報に、前記電子マネー情報出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報を加算するための処理（たとえば、バリュー発行時処理）を実行する電子マネー情報処理実行手段（たとえば、ステップS154～S158）と、

前記電子マネー情報記憶手段に記憶された前記電子マネー情報から、前記取引処理手段により前記取引処理が実行されるときに用いられる額の電子マネー情報を減算する電子マネー情報減算手段（たとえば、非接触型ICチップ190の制御部191）とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報が送信されてきたこと（たとえば、ステップS241においてYESの場合）を条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段（たとえば、ステップS244）と、

前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたこと（たとえば、ステップS244においてYESの場合）を条件として、当該特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ要求時電子マネー情報出力手段（たとえば、ステップS245、S277）とを備え、

前記送信済状態更新手段は、前記チャージ要求時電子マネー情報出力手段によって前記要求元携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたこと（たとえば、ステップS277が実行されたこと）を条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新し（たとえば、ステップS276）、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したこと（たとえば、ステップS241においてYESの場合）を条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す選択額情報（たとえば、残高情報に含まれる表示金額リスト情報）を前記要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段（たとえば、ステップS256）とを備え、

前記チャージ額受付手段は、該選択額情報出力手段から送信されてきた選択額情報が示す複数種類のチャージ額の選択肢を表示する（たとえば、ステップS139）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 1 2 】

(3) 電子マネーサービス（たとえば、電子マネー遊技使用サービス）を提供するサービス提供用サーバ（たとえば、電子マネー管理サーバ200、決済サーバ280）と、電子マネー情報（たとえば、バリューなどの電子マネー）を記憶する電子マネー情報記憶手段（たとえば、記憶部192）を備えた携帯端末（たとえば、携帯電話100）と、前記電子マネー情報記憶手段に記憶された電子マネー情報を用いた取引処理（たとえば、遊技場30に設置されたパチンコ遊技機700、スロットマシン等の遊技機での遊技を可能にするための処理であって、遊技を可能とする所定の遊技価値を有するプリペイドデータを記録したプリペイドカード371を券売機300において発券する発券処理や、カードユニット600においてプリペイドカード371に記録されたプリペイドデータで示される価値のうちから減算した価値に見合った遊技球を払出す球貸処理）を実行する取引処理手段（たとえば、図35、図36、および、図38から図40）とを含む電子マネーシステム（たとえば、電子マネーシステム10）であって、

前記携帯端末は、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録（たとえば、初期登録）を要求する登録要求情報（たとえば、機種情報を含む登録要求情報、空メール、携帯端末情報等）を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する登録要求情報出力手段（たとえば、携帯電話100、ウェブブラウザ機能によるウェブ処理、ステップS102、S104、S106、S108）を備え、

前記サービス提供用サーバは、

前記登録要求情報出力手段から送信されてきた前記登録要求情報を受信したこと（たとえば、ステップS203、S207、S210、S214においてYESの場合）を条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラム（たとえば、電子マネーアプリ111）を、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段（たとえば、ステップS232）を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム出力手段から送信されてきた前記特定プログラムを記憶する特定プログラム記憶手段（たとえば、データ処理部110、記憶部120）と、

該特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報のチャージを要求するためのチャージ要求情報（たとえば、チャージ要求情報）を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ要求情報出力手段（たとえば、ステップS133）と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、複数種類のチャージ額の選択肢（たとえば、図28（b）の購入金額選択画面の購入希望金額の選択肢）を表示し（たとえば、ステップS139）、該選択肢のうちから、ユーザの所望するチャージ額（たとえば、購入希望金額）の指定を受付けるチャージ額受付手段（たとえば、ステップS141）と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、該チャージ額受付手段により指定を受けたチャージ額を示すチャージ額情報（たとえば、第1口座振替依頼情報）を前記サービス提供用サーバに送信するために出力するチャージ額情報出力手段（たとえば、ステップS142）とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報送信元の携帯端末である要求元携帯端末の前記電子マネー情報記憶手段に記憶されている電子マネー情報の残額（たとえば、バリュー残高）と、前記電子マネー情報記憶手段に記憶可能な電子マネー情報の上限額（たとえば、携帯上保持限度額（30000円））とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段（たとえば、ステップS251）と、

前記チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報（たとえば、引継画面情報）を当該要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段（たとえば、ステップS268）を備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記チャージ受付情報出力手段から送信されてきた前記チャージ受付情報を受信したこと（たとえば、ステップS117においてYESの場合）を条件として、前記電子マネー情報のチャージに関する対価の決済のための決済用処理（たとえば、金融機関に対するバリューの購入に対する対価の決済を行なうための処理、クレジットカードの提供機関に対するバリューの購入に対する対価の決済のために与信の可否の判断において与信可との結果が得られる処理）を要求する決済用処理要求情報（たとえば、バリューの購入に対する決済に関する情報）を決済用処理機関のサーバ（たとえば、金融機関サーバ500）に送信するために出力する決済用処理要求情報出力手段（たとえば、ステップS119）と、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記決済用処理の終了（たとえば、ステップS269においてYES）した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求（たとえば、バリュー発行要求情報）を前記サービス提供用サーバに送信するために出力する電子マネー情報送信要求出力手段（たとえば、ステップS152）とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ許容判定手段によって許容すると判定されたこと（たとえば、ステップS253においてYESの場合）、および、前記チャージ額情報出力手段から送信されてきたチャージ額情報が示すチャージ額の決済用処理が前記決済用処理機関のサーバにおいて終了したこと（たとえば、ステップS269においてYESの場合）を条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報（たとえば、未チャージバリュー）を特定するための特定用情報（たとえば、バリュー購入記録、書込済情報）を登録（たとえば、更新）する特定用情報登録手段（たとえば、ステップS2704）と、

前記電子マネー情報送信要求出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報送信要求を受信したこと（たとえば、ステップS271においてYESの場合）を条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報（たとえば、バリュー発行情報）を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段（たとえば、ステップS277）と、

該電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたこと（たとえば、ステップS277においてバリュー発行情報が送信されたこと）を条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態（たとえば、書込済情報として「0」が記憶されている状態）を送信済状態（たとえば、書込済情報として「1」が記憶されている状態）に更新する送信済状態更新手段（たとえば、ステップS276）とを備え、

前記携帯端末は、さらに、

前記特定プログラム記憶手段に記憶された前記特定プログラムが示す処理手順に従って、前記電子マネー情報記憶手段に記憶された前記電子マネー情報に、前記電子マネー情報出力手段から送信されてきた前記電子マネー情報を加算するための処理（たとえば、バリュー発行時処理）を実行する電子マネー情報処理実行手段（たとえば、ステップS154～S158）と、

前記電子マネー情報記憶手段に記憶された前記電子マネー情報から、前記取引処理手段により前記取引処理が実行されるときに用いられる額の電子マネー情報を減算する電子マネー情報減算手段（たとえば、非接触型ICチップ190の制御部191）とを備え、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から前記チャージ要求情報が送信されてきたこと（たとえば、ステップS241においてYESの場合）を条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段（たとえば、ステップS244）と、

前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用

情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたこと（たとえば、ステップS244においてYESの場合）を条件として、当該特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ要求時電子マネー情報出力手段（たとえば、ステップS245、S277）とを備え、

前記送信済状態更新手段は、前記チャージ要求時電子マネー情報出力手段によって前記要求元携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたこと（たとえば、ステップS277が実行されたこと）を条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新し（たとえば、ステップS276）、

前記サービス提供用サーバは、さらに、

前記チャージ要求情報出力手段から送信されてきた前記チャージ要求情報を受けたこと（たとえば、ステップS241においてYESの場合）を条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す選択額情報（たとえば、残高情報に含まれる表示金額リスト情報）を前記要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段（たとえば、ステップS256）とを備え、

前記チャージ額受付手段は、該選択額情報出力手段から送信されてきた選択額情報が示す複数種類のチャージ額の選択肢を表示する（たとえば、ステップS139）。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

（10）電子マネーサービス（たとえば、電子マネー遊技使用サービス）を提供するサービス提供用サーバ（たとえば、電子マネー管理サーバ200、決済サーバ280）であって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録（たとえば、初期登録）を要求する登録要求情報（たとえば、機種情報を含む登録要求情報、空メール、携帯端末情報等）を携帯端末から受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラム（たとえば、電子マネーアプリ111）を、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段（たとえば、ステップS232）と、

所定期間（たとえば、当日）内に各携帯端末にチャージされた電子マネー情報の累積額（たとえば、当日積算額）を管理する累積額管理手段（たとえば、ステップS2706）と、

前記電子マネー情報のチャージを要求するための情報であって前記特定プログラム出力手段によって出力された前記特定プログラムが示す処理手順に従って前記携帯端末から送信されてきたチャージ要求情報の送信元の携帯端末である要求元携帯端末について前記累積額管理手段にて管理されている累積額と、予め定められた上限額（たとえば、1日購入限度額（30000円））に基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段（たとえば、ステップS253）と、

前記チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報（たとえば、引継画面情報）を前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段（たとえば、ステップS268）と、

前記チャージ許容判定手段によって許容すると判定されたこと（たとえば、ステップS

253においてY E Sの場合)、および、前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末で表示された(たとえば、ステップS139)複数種類のチャージ額の選択肢(たとえば、図28(b)の購入金額選択画面の購入希望金額の選択肢)のうちから指定が受けられた(たとえば、ステップS141)ユーザの所望するチャージ額(たとえば、購入希望金額)を示す情報であって前記携帯端末から送信されてきた(たとえば、ステップS142)チャージ額情報(たとえば、第1口座振替依頼情報)が示すチャージ額の決済のための決済用処理が決済用処理機関のサーバ(たとえば、金融機関サーバ500)において終了したこと(たとえば、ステップS269においてY E Sの場合)を条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報(たとえば、未チャージバリュー)を特定するための特定用情報(たとえば、バリュー購入記録、書込済情報)を登録(たとえば、更新)する特定用情報登録手段(たとえば、ステップS2704)と、

前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末から送信される(たとえば、ステップS152)前記決済用処理の終了(たとえば、ステップS269においてY E S)した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求(たとえば、バリュー発行要求情報)を受信したこと(たとえば、ステップS271においてY E Sの場合)を条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報(たとえば、バリュー発行情報)を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段(たとえば、ステップS277)と、

該電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたこと(たとえば、ステップS277においてバリュー発行情報が送信されたこと)を条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態(たとえば、書込済情報として「0」が記憶されている状態)を送信済状態(たとえば、書込済情報として「1」が記憶されている状態)に更新する送信済状態更新手段(たとえば、ステップS276)と、

前記チャージ要求情報を受信したこと(たとえば、ステップS241においてY E Sの場合)を条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段(たとえば、ステップS244)と、

前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたこと(たとえば、ステップS244においてY E Sの場合)を条件として、当該特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ要求時電子マネー情報出力手段(たとえば、ステップS245, S277)と、

前記要求元携帯端末から送信されてきた前記チャージ要求情報を受信したこと(たとえば、ステップS241においてY E Sの場合)を条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す情報であって当該要求元携帯端末に表示させる(たとえば、ステップS139)ための選択額情報(たとえば、残高情報に含まれる表示金額リスト情報)を、当該要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段(たとえば、ステップS256)とを備え、

前記送信済状態更新手段は、前記チャージ要求時電子マネー情報出力手段によって前記要求元携帯端末に対して前記電子マネー情報が送信されたこと(たとえば、ステップS277が実行されたこと)を条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新する(たとえば、ステップS276)。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

(11) 電子マネーサービス(たとえば、電子マネー遊技使用サービス)を提供するサービス提供用サーバ(たとえば、電子マネー管理サーバ200、決済サーバ280)であって、

前記電子マネーサービスを享受できるようにするための登録(たとえば、初期登録)を要求する登録要求情報(たとえば、機種情報を含む登録要求情報、空メール、携帯端末情報等)を携帯端末から受信したことを条件として、前記電子マネーサービスを享受するための処理手順を示す特定プログラム(たとえば、電子マネーアプリ111)を、当該登録要求情報送信元の携帯端末に送信するために出力する特定プログラム出力手段(たとえば、ステップS232)と、

電子マネー情報のチャージを要求するための情報であって前記特定プログラム出力手段によって出力された前記特定プログラムが示す処理手順に従って前記携帯端末から送信されてきたチャージ要求情報の送信元の携帯端末である要求元携帯端末に記憶されている電子マネー情報の残額(たとえば、バリュー残高)と、前記要求元携帯端末に記憶可能な電子マネー情報の上限額(たとえば、携帯上保持限度額(30000円))とに基づいて、電子マネー情報のチャージを許容するか否かを判定するチャージ許容判定手段(たとえば、ステップS251)と、

前記チャージ要求情報を受付けた旨を示すチャージ受付情報(たとえば、引継画面情報)を前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ受付情報出力手段(たとえば、ステップS268)と、

前記チャージ許容判定手段によって許容すると判定されたこと(たとえば、ステップS253においてYESの場合)、および、前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末で表示された(たとえば、ステップS139)複数種類のチャージ額の選択肢(たとえば、図28(b)の購入金額選択画面の購入希望金額の選択肢)のうちから指定が受けられた(たとえば、ステップS141)ユーザの所望するチャージ額(たとえば、購入希望金額)を示す情報であって前記携帯端末から送信されてきた(たとえば、ステップS142)チャージ額情報(たとえば、第1口座振替依頼情報)が示すチャージ額の決済のための決済用処理(たとえば、金融機関に対するバリューの購入に対する対価の決済を行なうための処理、クレジットカードの提供機関に対するバリューの購入に対する対価の決済のために与信の可否の判断において与信可との結果が得られる処理)が決済用処理機関のサーバ(たとえば、金融機関サーバ500)において終了したこと(たとえば、ステップS269においてYESの場合)を条件として、前記要求元携帯端末に対してチャージ可能となった電子マネー情報(たとえば、未チャージバリュー)を特定するための特定用情報(たとえば、バリュー購入記録、書込済情報)を登録(たとえば、更新)する特定用情報登録手段(たとえば、ステップS2704)と、

前記携帯端末に出力した前記特定プログラムが示す処理手順に従って当該携帯端末から送信される(たとえば、ステップS152)前記決済用処理の終了(たとえば、ステップS269においてYES)した電子マネー情報の送信を要求する電子マネー情報送信要求(たとえば、バリュー発行要求情報)を受信したこと(たとえば、ステップS271においてYESの場合)を条件として、前記特定用情報登録手段により登録された特定用情報から特定される電子マネー情報(たとえば、バリュー発行情報)を、当該電子マネー情報送信要求元の携帯端末に送信するために出力する電子マネー情報出力手段(たとえば、ステップS277)と、

該電子マネー情報出力手段によって前記電子マネー情報送信要求元の携帯端末に対して

前記電子マネー情報が送信されたこと（たとえば、ステップS277においてバリュー発行情報が送信されたこと）を条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態（たとえば、書込済情報として「0」が記憶されている状態）を送信済状態（たとえば、書込済情報として「1」が記憶されている状態）に更新する送信済状態更新手段（たとえば、ステップS276）と、

前記チャージ要求情報を受信したこと（たとえば、ステップS241においてYESの場合）を条件として、前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記要求元携帯端末について前記特定用情報登録手段に登録されているか否かを判定する登録判定手段（たとえば、ステップS244）と、

前記送信済状態更新手段により登録状態が送信済状態に更新されていない前記特定用情報が前記特定用情報登録手段に登録されていると前記登録判定手段により判定されたこと（たとえば、ステップS244においてYESの場合）を条件として、当該特定用情報から特定される電子マネー情報を、前記要求元携帯端末に送信するために出力するチャージ要求時電子マネー情報出力手段（たとえば、ステップS245, S277）と、

前記要求元携帯端末から送信してきた前記チャージ要求情報を受信したこと（たとえば、ステップS241においてYESの場合）を条件として、前記複数種類のチャージ額の選択肢を示す情報であって当該要求元携帯端末に表示させる（たとえば、ステップS139）ための選択額情報（たとえば、残高情報に含まれる表示金額リスト情報）を、当該要求元携帯端末に送信するために出力する選択額情報出力手段（たとえば、ステップS256）とを備え、

前記送信済状態更新手段は、前記チャージ要求時電子マネー情報出力手段によって前記要求元携帯端末に対して前記電子マネー情報を送信されたこと（たとえば、ステップS277が実行されたこと）を条件として、当該電子マネー情報を特定するための特定用情報の前記特定用情報登録手段における登録状態を送信済状態に更新する（たとえば、ステップS276）。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】削除

【補正の内容】